

損害賠償額の決定について（水道局関係）

本市水道事業において生じた事故に係る損害賠償額を、次のとおり決定する。

金額及び被害者	事 件 概 要
7,133,678円 損害補てん金 7,133,678円 株式会社CafeABSINTHE	平成30年4月27日、西区北堀江1丁目2番27号先において、道路に埋設されていた本市が管理する給水管が老朽化により破損したため、当該破損した箇所からあふれ出した水が被害者の経営する店舗内に漏れ出し、同店舗の内装等が損傷を受けるとともに、被害者に休業損害等が生じたもの

平成30年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市水道事業において生じた事故に係る損害賠償額を決定するため、この案を提出する次第である。